

平成26年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第4号

平成26年9月9日(火曜日)

議事日程第4号

平成26年9月9日(火曜日)

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第118号から同第121号まで
- 日程第4 発議第6号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第118号から同第121号まで
- 日程第4 発議第6号

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

- |     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番  | 笠原幸江君 | 2番  | 斉木勇君    |
| 3番  | 渡辺重雄君 | 4番  | 吉川慶一君   |
| 5番  | 樋口英一君 | 6番  | 保坂悟君    |
| 7番  | 田中立一君 | 8番  | 古川昇君    |
| 9番  | 伊藤文博君 | 10番 | 中村実君    |
| 11番 | 大滝豊君  | 12番 | 高澤公君    |
| 13番 | 田原実君  | 15番 | 吉岡静夫君   |
| 16番 | 新保峰孝君 | 17番 | 倉又稔君    |
| 18番 | 松尾徹郎君 | 19番 | 五十嵐健一郎君 |
| 20番 | 古畑浩一君 |     |         |

〈欠席議員〉 0名

## 〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	織田	義夫	君
総務部	長	金子	裕彦	君	市民部	長	吉岡	正史	君	
産業部	長	加藤	政栄	君	総務課	長	田原	秀夫	君	
企画財政課	長	斉藤	隆一	君	能生事務所	長	原	郁夫	君	
青海事務所	長	大瀬	信明	君	市民課	長	岩崎	良之	君	
環境生活課	長	渡辺	勇	君	福祉事務所	長	加藤	美也子	君	
健康増進課	長	山本	将世	君	交流観光課	長	藤田	年明	君	
商工農林水産課	長	斉藤	孝	君	建設課	長	串橋	秀樹	君	
都市整備課	長	金子	晴彦	君	会計管理者		横田	靖彦	君	
ガス水道局長		小林	忠	君	会計課長兼務		大滝	正史	君	
教育長		竹田	正光	君	消防長		伊奈	晃	君	
教育委員会	子ども教育課長	渡辺	寿敏	君	教育次長 教育委員会子ども課長兼務 教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務		竹之内	豊	君	
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務		佐々木	繁雄	君	監査委員事務局長		池田	正吾	君	
農業委員会事務局長		猪又	康久	君						

+

+

## 〈事務局出席職員〉

局	長	小林	武夫	君	主	査	室	橋	淳次	君
主	査	石崎	健一	君						

〈午前10時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、田中立一議員、15番、吉岡静夫議員を指名いたします。

+

日程第2. 一般質問

○議長（樋口英一君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

おはようございます。

市民ネット21、古川 昇であります。

事前に通告いたしました発言書に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

1、介護保険について。

介護制度は、措置の時代から介護の社会化が強まり、2000年に自己決定・選択による介護保険制度がスタートいたしました。急速な高齢化に伴い、介護予防重視・施設から在宅へと制度改正が行われてきました。

今回、介護や医療のサービスの仕組みを見直す「地域医療・介護総合確保推進法」が成立をいたしました。利用者が増加する状況でも介護保険制度を持続していくことを目的に、高齢者に負担の増加とサービスの利用条件を厳しく求めているのが特徴であります。

介護サービス利用料の自己負担額が一定以上の所得者は来年8月から2割負担に、また、特養入所は4月から原則要介護3以上に限定をされます。要支援サービスの一部は市の独自事業となり、4月から順次移行の予定となっています。

そこで以下の項目について伺います。

- (1) 制度改正による糸魚川市への影響と事業者・市民の反応について伺いをいたします。
- (2) 第6期介護事業計画・福祉計画策定調査の実態と分析について伺いをいたします。
- (3) 介護事業計画の重点課題と運営・介護保険料の見通しについて伺いをいたします。
- (4) 地域支援事業と介護予防・日常生活支援総合事業について。
- (5) 健康増進施策の成果と課題及び高齢者の運動習慣化について伺いをいたします。
- (6) 認知症の方の現状把握と支援・医療連携、認知症カフェの取り組みの現状について伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

古川議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、財源や事務の負担が増加することが懸念されます。また、制度改正については事業者をはじめ市民に十分説明を行ってまいります。

2点目につきましては、第5期計画策定時とその比較や、今回の調査結果を精査し、事業計画策定に活用してまいります。

3点目につきましては、地域包括ケアの実現、医療、介護の連携や認知症への対応を重点課題としております。介護予防に重点を置いた適切な保険運営に努めてまいります。

4点目につきましては、事業所、各種団体、地域との協議を重ね、29年度には実施したいと考えております。

5点目につきましては、健康体教室や各種運動教室への参加者数は年々増加いたしておりますが、より多くの教室を開催するため、指導者の確保に努めてまいります。また、高齢者の運動習慣化に

向けて充実を図っております。

6点目につきましては、各種相談会や介護認定で状況を把握し、介護支援や医療連携を図っております。また、認知症カフェは、今年度、市内4カ所で実施する予定であります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

それでは、2回目の質問に入ります。

1点目の影響、あるいは事業者、市民の反応ということですが、説明をきっちりしていくんだということでもあります。

まず、介護サービス負担料金を2割に値上げをする、この項目からお伺いをしたいと思います。

単身で年金収入が280万円以上、合計所得金額は160万円以上の方は、本市では何人くらい対象になっているのか、1号被保険者の何割ぐらいに当たるのか、こういう試算をされているのか、お聞きをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

おはようございます。

お答えいたします。

平成26年4月1日現在で約2,000人となっております。国のほうでは、280万円以上の年金収入の方が2割ほどと予想しておりますが、本市におきましては、約12.2%となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

12.2%といいますと、段階の7ぐらいから当たるんじゃないかと思えますけれども、280万円の対象者全員が2割、2倍という、そういうことになるわけではないというふうにもお聞きをしてるんですが、私は全体2割負担となると、かかっている給付費の全部の2倍というふうに見てたんですが、ガイドラインではこういうふうにはなっていない、要は全部がなるわけではないんです、対象者の中で。これはどういうことが、そこに全部が2倍になるわけではないというふうに通っているのか、その点はつかんでおられると思いますので、お聞きをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

サービスの利用状況によりまして変わると思っておりますけれども、国のほうの試算では、要介護度1の場合、大体平均的な利用者負担額が約7,700円とみておりまして、その場合に2倍ですと約1万5,400円。そうしますと、この方の場合は2倍になります。要介護度2、要介護度3のあたりぐらいですと約2倍ぐらいになりますが、要介護度4、ここでも約2倍になりますが、約1万7,000円ほどの利用者負担が3万4,000円程度になるというふうに見込んでおります。逆に介護度の高い要介護度5の場合ですと、約2万1,000円の利用者負担、その場合、2倍にいたしますと4万2,000円になりますが、限度額が3万7,200円でありますので、そこが限度額で抑えられるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

20万円、月額対象になっている方は2万円ですから、今の説明でいきますと4万円になるわけですね。倍ということになると、今お話になったサービスの限度額が3万7,200円というふうに決められておりますので、それ以上は上がらない。ただ、2倍にならないといってもそういう方々は、明らかに2万円のところが3万7,200円に上がってしまうという、ここは市民の反応は大変厳しいものがあります。そういう意味では私たちは、これをしっかりと、このところはつかんでおかなきゃならないというふうに思います。

それから医療の介護総合法からいえば高額医療費との比較で、将来、医療費の現役並みの所得、これの負担額ですが4万4,400円になってるんですね。一部には介護も4万4,400円に、医療との整合性をとらなきゃならないというような話もあるわけですが、これは現時点では決まっているのか、あるいは話の段階なのか、このところは大変厳しい金額が出ておりますので、つかんでいたらお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

今の段階では、まだはっきりと決まっておりますが、国のほうでは平成27年8月をめどに見直しを考えているようでございます。所得の4万4,400円に引き上げる方につきましては現役並みの所得、145万円以上の所得というふう聞いております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

介護でいきますと280万円、医療ですとたしか383万円が、私は対象になる金額だと思うんですよね。そこには介護と医療に100万円の差があって、だけど負担をするということになると、同じ金額に上げていくんだ。こういう話は、私は大変怒りを感じるわけですが、このところも4万4,000円に上げるということであれば、それなりきにやっぱり根拠を示して、納得いくもんでなければならぬというふうに思います。

この改革案であります、保険料への影響、あるいは波及効果が私は生まれると思うんですが、一体どのくらいの割合なのか、あるいは金額的にはどうか、先ほど言った12.2%の方が対象になった場合、どのくらいになるのか、お聞かせをいただきたいといます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

現在は、当市におきましては試算はしておりません。国のほうでどれくらい給付費が減るのかという参考値を出す予定となっておりますので、その参考値をもとに試算したいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

まだ試算をされてないということですが、金額が大きく変わるというようなことは、私は期待ができないというふうにも思います。高齢者に対して負担を強いていくということになると、大変厳しい生活、現実が待っているのではないかとこのふうにも思います。

それから変わるの何点か、この制度改正にはあるんですが、次に、第1号被保険者の世帯非課税の所得者軽減策、これについても片方では上げる、片方では軽減をするんだと。その強化もあわせて提案をされているわけですが、どのような内容になっているのか、お聞かせをいただきたいといます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

国のほうでは第9段階を段階として示しておりまして、第1段階、第2段階の0.5から0.3への引き下げの0.2と、第3段階の0.25についてを軽減するというふうに予定しているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

これは段階のこともありますが、糸魚川市の中でも第1段階、第2段階、これは0.5、あるいは0.25だったと思いますが、そういうふうに規定をされているんだと思います。第1段階、第2段階が0.5、第3段階が0.75ということでもあります。

今言われましたけれども0.5から0.3、この減った0.2の分、それと第3段階の0.75から0.5にする、これの0.25分ではありますが、これは第1号被保険者の全体に、改めてその不足した分を分割負担をしていく方向なのか、あるいはそこは公費で賄っていく方向なのか。ここのところは公費というふうにも聞いておりますけれども、ここのところをもう1回、確認をさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

すみません。先ほどの段階について、もう一度確認させていただきます。

新しい9段階の中で、新第1段階については0.5から0.3、新第2段階については0.5、新しい第3段階では0.7というふうに国のほうでは示されておりますので、もう一度確認させていただきました。

今のご質問につきましては、国のほうの方向は示されておりますが、政令については定まっておりますので、政令が定めれば公費で負担をしていただくことになるかというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

3が0.7だとすれば、0.05でありました。私のほうの発言も訂正させていただきます。

そうしますと、これについては公費で賄っていくんだということは改めて確認をできましたので、1号被保険者には影響がない、そういうふうに考えます。

次に、特養の入所基準を、これを要介護1から入るということでもありますけれども、3以上にもう限定をするんだという方針も出されております。従来の要介護の1、2の方は、これは申し込みの名簿から抹消になるというふうに思います。

在宅でなさっている方、現在、私、10月1日の資料を持っているんですが77名の方、あるいは病院や老健、その他の施設に入所中で希望されてる方が74名いらっしゃいます。この方々については要介護者本人、あるいは介護者にどのような説明をして、3に限定をしたんだというところ



の説明をして納得を得ていくのか、これをお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

施設の申し込みにつきましては、各施設で申し込みを受け付けております。また、1から2の方が全て入所できないということではなく、特例として認められる場合もございますことから、その部分につきましても申し込みされてる方には、十分説明をしていただきたいというふうに施設のほうにお話をさせていただきます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

まあ説明をしていく。私、さっきは、そこに申し込んでいた方のお名前が名簿から消えるというふうに申しあげましたけれども、入所を待っている介護者、あるいは本人の希望をどういうふうに担保していくのか。これは施設の方に保険者として、そこは指導するということになるんだろうと思いますが、どういうふうに今まで希望を出していた方のお名前を担保していくのか。どうしても要介護3になるのを待たないと、先ほど特例と言いましたけれども、待ってるその状態を生活機能の維持に向けて意欲をもう1回奮い立たせる。3になるまで待たなきゃならんというふうなところでいけば、大変私は困難が伴って、失望のほうが大きいかと考えますけれども、ここの1、2の方のお気持ちですよね、そこを考えた私は説明なり、納得をしてもらうことが必要ではないかと思うんですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

要介護度1、2の方にとりましても、施設のほうに入所の申し込みをされる場合、いろいろな事情がおりだというふうに十分承知しているところでございます。その方たちにとって施設入所までの間、自宅でどんなサービスを提供すれば、その方が安定した生活を送れるのかということにつきましては、ケアマネさんとも十分相談していただきながら、その方が納得していただけるようなサービス提供をしていくよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

## ○8番（古川 昇君）

元気な方ではない、その方が対象でありますので十分な支援ですよ、相手に行き届いた支援をお願いをしたいと思います。

それから来年の3月31日まで、要介護1、2の申し込みは受け付けて、そのまま3月31日まででは維持されていくのかどうか。そうすると直前に施設の空きができて1、2の方が対象になりそうな場合でも、今回の制度、これは4月からということでもありますので、そこの切り方ですよ、どういうふうにやっつけていけるのか。制度実施の前の何か月間、これは経過期間みたいな形でもっていけるのか。これは施設側ときちっとした打ち合わせというのは、行政の方々ともう既におやりになっているのか、その状況をお聞かせいただきたいと思うんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

## ○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

## ○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

原則的には3月31日までの間に要介護度1、2の方に施設入所の順番が来たとすれば、申し込みは可能だろうと思いますが、今、待機者名簿を見ますと、要介護度4、5の方がたくさんいらっしゃいますので、優先度とすれば低いのではないかというふうに考えております。

また、要介護度1、2の申し込みされている方の状況につきましては、施設のほうと十分協議させていただいて、どんな申し込みにすればいいのかということも、協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

## ○議長（樋口英一君）

古川議員。

## ○8番（古川 昇君）

厚生労働省は7月31日に、要介護1、2への特養への特例入所申し込み基準のガイドラインです、今回の改定のガイドラインを発表してはありますが、先ほど言われたように1の方でも申し込みが可能だと、4つの条件を出しております。

1つ目は、認知症で行動や意思疎通が困難な方、2つ目が、知的精神障害のある方、3つ目に、家族による虐待が疑われる方、それから4つ目に、独居や老老介護などで介護できる家族が近くにいない、在宅での生活が困難であると、この4つを条件として出しているわけですね。この4つの中で満たせば、施設や自治体で協議をして、可能な場合は入所申し込みが認められるということですよ。入れるということじゃないです、認められるということですよ。

それで、一体それは誰が判断するのかと。これはケアマネさんとか等々いるとは思いますが、医師のかかわり、お医者さんのかかわりは必ず要るのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

## ○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

新しいガイドラインに沿った入所の申し込みについては、様式については、まだこれからというふうに思っております。

また今、お示しされました1から4の特例につきましても、申込書の中で何らかの形で、書いていただくような形になろうかと思っております。

また、その方が入所の申し込みをされる場合は、入所申込書を承諾するかどうかは、施設の判断になるというふうに思っております。

また、入所の順番が来たときに、判定会議の前に市町村のほうに報告を受けて、市町村のほうから意見を言うということも、新しく指針の中で示されておりますので、詳細については、これからというところがございます。この段階までは、医師のかかわりはございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

こういうふうに複雑にしていけばいくほど、今は入所というのは順番ということで、きちっとなっているわけですが、以前には、あの人が先いった、あの人は何か条件があったんではないかっていろんな問題が出されて、うわさになっていたわけでありましたが、こういうものを細かく決めれば決めるほど、またそういうふうな問題が私は出てくるのではないかっていう心配があるんですよね。そういう点でも施設側ときちっと、そういうところをすり合わせをして、市民の中に誤解のないように進めていただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、同時に話題になっておりますけれども、今、新聞等で話題になっておりますがお泊まりデイ、これについて利用定員などを定めたガイドラインを示す。これは来年の4月に、都道府県に通知をするということにどうもなっているようでありますが、サービスの質の向上、あるいは届け出制度、こういうものをきっちり決めて、お泊まりデイの問題点、整理したいというふうに厚生労働省は言ってるわけでありまして、糸魚川市に、このお泊まりデイという実態はあるんですか、お聞きをします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

お泊まりデイと言いますのは、1日、昼間お預かりしていただくデイサービスセンターで、その後、その場所で1泊をするというところで、お泊まりデイというふうにしておりますけれども、糸魚川市の場合は、そのような実態はございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

実態がないということではありますが、これは施設側の問題が一番だろうと思います。住居の環境ですね、あるいは職員の配置、これはお泊まりデイということで制度にはないわけでありまして、全部、保険外の適用になるわけですね。そうすると保険外で入ってくるところを一生懸命やろうとするような事業所、そういうところがもしあらわれたらとすれば、このお泊まりデイというのはガイドラインを示すに当たっても、糸魚川市としても何らかのやっぱり施設側との話はしなければいけないというふうに思いますので、実態が出てきたときにどういうふうにつかむのかというのは、また皆さんのほうで注視をしていただければというふうに思います。

それから特養、老健、それから療養型入所者への補足給付、これも大きな問題になっております。これは一定の収入がある人は、補足給付は見直しというふうなのが出てきているわけですね。資産等の勘案を加えるというものです。これは先ほど言いましたように1,000万円以上の預貯金のある方です、それから財産も対象になります。住居費、食費は、全額これは今は個人負担ですね、施設に入ってる方。ですので住民税非課税で、第1段階から第3段階までが該当すると考えて、これは間違いないんでしょうかね。1,000万円の方ですね、対象になるのは。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

世帯が非課税であるということが条件としてありまして、その中でご本人さんの収入の状況によりまして、補足給付があるというふうに考えておりますので、間違いございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

これ一緒に聞けばよかったんですが、糸魚川市では該当者の予想、大変難しいとは思いますがけれども、これも本人の申告で確認をするというふうになっております。開始はまだ決まってないんです。これいつごろからというのは、もうつかんでいらっしゃいますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

平成27年8月からの実施でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

次に移ります。

第6期介護事業計画で福祉計画策定調査、実態と分析についてであります。

一般高齢者の有効回答率が75.6%、これは前回よりも6ポイント上がっております。配布数が前回よりも多かったということもあるんだらうと思いますが、回収率も上昇となっているのは大変すばらしいと思います。これをやるに当たって何か取り組みの姿勢、あるいは次期の施策に特別に反映させるんだというふうなものがあったかどうか、そこをお聞かせください。上がった原因ですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

こちらのほうで特に取り組んだということとはございませんが、アンケート結果の回収率が高かったということにつきましては、介護保険に対しての関心が高い方が多かったということが、回収率の高さに反映されているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

逆に要介護認定者の調査でわずかですが、これ下がってるということなんですね。それでも回答が1,574件あったということは、私はよかったのではないかというふうに思います。

特に要介護認定者の調査の中では、これからの介護保険制度についてどういうふうに事業として展開していく、提起をするんだというところは大変重要だというふうに思っておりますので、十分にこここのところは、精査をしてやっていただきたいと思います。

それからもう1つ、大変特徴的なものがありました。一般高齢者に対して、運動、移動能力について、ロコモの25の設問をしています。今回、この設問を改めて新たに入れたというのは狙いは何でしょうかね、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

平成23年度の厚生労働省の調査、国民生活基礎調査では、要支援、要介護度になった原因の

1位が、運動器の障害というのが23%でございました。また、糸魚川市の平成24年10月から平成25年3月までの介護保険の新規認定者の主治医意見書から、運動器の障害というふうに示してありましたものが21%と1位でございました。

介護認定に至る原因疾患として運動器症候群、ロコモと言いますが、その予防が重要であり、一般高齢者の実態を把握して効果的な介護予防につなげていくことを目的に、設問に含めさせていただきました。なお25項目、全て入れましたのは、標準的な状況なのか、比較するときの客観的指標として活用できるからでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今言われたようにロコモティブシンドローム、これは運動器が衰えていくということになってるわけでありましてけれども、特に出ている中では体の痛みを、足腰を中心に抱えている状態なのが大変多いという結果も出ているわけですね。ですから狙いからすれば、このところは十分、結果としてあらわれているのではないかというふうに思います。足腰の衰えから将来、転倒や歩行が困難になることへの不安が断トツに大きくなっているわけでありましてけれども、運動を心がける、あるいは出かける意欲を持ち続けるということの呼びかけが、私は大変重要ではないかというふうに思います。

そこで、特にまだまだ高齢者と思いたくない。これは神奈川県の大和市は、60歳代は高齢者と呼ばない宣言をしたそうでありましてけれども、思いたくない60歳代でも元気な方に10年後を見据えて、一段高いレベルの運動スタイルの提起、あるいは知識意欲を刺激するような講座、こういうものを呼びかけて10年後、2025年ですよ、目指していく必要があるのではないかというふうに思います。お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

一段と高いレベルの運動スタイルの提起ということで、1次予防に重点を置きまして、民間事業所を活用した運動器症候群予防教室を今年度から始めております。

また、早いうちからということではございませんが、老人クラブを対象に、はびねず体験ツアー、老人いこいの家を活用した、らくらくゆったりクラブなども取り組んでおります。また、健康増進課で行っております地区運動教室や運動体教室で、認知症予防の視点を強化した運動にも取り組み始めております。自分に合った運動の提起や、今後も知識、意欲を刺激するような教室の検討や、周知に努めてまいりたいと考えております。

また同時に、青壮年世代からの運動習慣づくりも行っていないといけないというふうに思っておりますので、健康増進課や生涯学習課と連携をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

補足してお答えさせていただきますが、今ほどの議員提案のことにつきましては、私はどうしても自分自身もその経験をしてきておるんですが、まだまだ若いんだという気持ちがあるんですが、確実に年はとってるわけでありまして。やはり60歳ぐらいからその辺を十分頭の中に置いて、運動というものは取り入れていかないと、自分は高齢者になったんだと自覚したときからやっっては、遅いんでないかなと思うんです。その辺をやはりしっかりと気づいていくことが大事であるわけでありまして、確かに自分が高齢者だというようなところは、受け入れがたいところがあるかと思うわけでありまして、逆にしっかりとその辺を自覚させていくことが、私は大事だろうと思っております。そうしないと我々は今、運動対応教室だとかいろいろ事業を進めておるんですが、ふえていかないと、その辺にもあるのではないかなと思っております。

でありますから、この言葉というのは非常に大変なところだろうと思うわけでございますが、そういうところをどのように示していくかというのは、我々の課題であるわけでございますが、やはりしっかりと自覚をさせていくことを進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

60歳からの意識ですね、意識改革、ここのところが大事でありまして運動習慣の意識づけ、これは若いうちからやっぱりやってもらおう。そのことの取り組みですね、これはしっかりと続けていっていただきたいというふうに思います。

それから、次に移りますが介護事業計画、重点課題と運営、介護保険料の見通しについて、お伺いをしたいと思います。

介護給付費の伸び率と給付額の見込みは、大体どのくらいと検討されてるのか。そして24年、25年の給付額、これは予定どおり推移をされてきたのか、この点をお伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

給付費の伸び率、給付額の見込みということでございますが、これまでの給付実績を見まして、また認定者数の推計、人口推計などを踏まえまして、見込みを立てていきたいというふうに考えております。

また、24年、25年度の給付費の状況でございますが、計画値よりも若干低くおさまっているというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

低くおさまっているということだと26年、第6期ですね、どういうふうに影響していくかというのは、またこれからだと思います。今、26年の最中でありますので、ここはしっかり見据えていきたいというふうに思います。今の中では、そう問題はないというふうなところであります。

この第6期の中に盛り込む考えとして、こういうふうにも言われているわけですね。2025年の団塊の世代が後期高齢者になる時期を捉えて、サービス水準、あるいは給付費、保険料水準などの推計もその中にもう既に盛り込むんだ、次期の計画の中に。これがポイントであるというふうにも指摘をされておりますけれども、こういうふうには糸魚川市も10年後を見据えて、今回の事業計画の中に盛り込んでいくのかどうか、その点をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

国では、2025年を見据えた介護保険事業計画の策定をするように示しておりますことから、当市におきましても人口の推移、要介護認定者の推移、介護保険料を負担する40歳以上の人口の推計をする中で、計画に盛り込んでいくこととしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

40歳から64歳までですね、ここは随分減っていくということがあって、これは警鐘を鳴らされているわけでありますけれども、十分にそこは精査をしていただきたいというふうに思います。

それから最初にご答弁をいただきましたが、地域包括ケア計画の今度は具体的な提起ということになるわけですね。今までは、これが大事ですというふうに訴えておられたと思うんですけども、具体的な提起、どこをどうしていくというような細かいところの提起をしていくの、これも私は大きなポイントだろうと思います。

そこで在宅介護の充実ということでありますけれども、要介護本人、あるいは介護者に安心の施策の展望、どの観点がポイントであるのか、改めてお伺いをしたいと思います。

糸魚川市の特徴として持ち家が圧倒的に多いという、これも私は特徴だと思うんですけども、そういうのを見据えた上で、在宅介護をどういうふうに進めていくのか、ポイントですよ、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕



○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

地域包括ケアにつきましては、非常に難しい問題であるというふうに考えております。在宅でいらっしゃる方を支援していく。地域の力も必要ですし、その方を取り巻く医療、介護、介護予防、生活支援、住まいといった形で、その方を支援する輪をつくっていく必要があります。

また、その高齢者にとりまして必要なときに、必要なサービスが受けられるというサービス支援体制の整備が、重要であろうというふうに思います。特に、医療と介護の連携につきましては、力を入れていかないといけないというふうに思っております。

また、介護者支援というところで、相談や支援体制の充実も図っていききたいというふうに思っておりますし、地域での助け合い、介護サービス以外での生活支援の充実も考えていききたいというふうに思っております。なかなか難しい問題ではございますが、できるところから一步一步進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

持ち家が多いということだと中山間地、どうしてもだめだというとき、例えば市内に、そういう方々の場所を提供しますというふうに言っても、なかなか持ち家のためにおいでいただくことができない。私はそういうところもネックとして、やっぱり捉えておく必要があるんじゃないかと思えますよね。

施設のほうでありますけれども、これ現在90床を約束して、ご存じだと思いますが、34床足りないわけですよね、ですからこれをどうなさるのか。6期の施設の充実ですよね、拡充はどうやっていくのか。

私は特養に申し込まれている方々の在宅でやってる方ですね、この方々の入所希望の実態、これを徹底的に検証すべきではないかと思うんですよね。そこから特養の施設をどうしていくんかという計画を、私は導き出さなきゃならないと思うんですよ。数だけ見て、もちろん4と5、重度の方々については、これは何とかしてやらなきゃならないというふうな、何とかしなきゃならないというところはあるかと思えますけれども、総体で六百幾つという数が出されていて、これははつきりと言って、その中の皆さんの希望、そういうものを私は検証していく必要があるんじゃないかと思うんですが、その考えはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

600人近くいらっしゃる待機者に対して、どのようにして支援していけばいいかということですが、希望どおりに施設をつくるというわけにもいきません。保険料のほうに負担がかかってくるということも加味しますと、そのあたりの兼ね合い、折り合いをどこでつけるかということが、大きな問題であろうというふうに思っております。

在宅にいらっしゃる方が入所を待ちながら、どんなサービスを使っているかということですが、在宅でヘルパーの利用、またはデイサービスの利用、ショートステイの利用、また、状況によりましては介護者がいない場合には、ショートステイの長期の利用ということも必要ではないだろうかというふうには思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

34床まだ不足であります、これは一体どうしていくお考えなのか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

第5期の中で整備が進んでいない34床についてでございますが、今、第6期の計画に向けてアンケート調査をさせていただきました。そのアンケート調査を分析すること、また給付費の伸び、保険料の負担割合、その部分を加味した中で、今後、検討していきたいというふうに考えております。整備するのかもしれないのかを含めて、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

アンケートの中でもやっぱり入所希望というのは、結構、割合としては高かったのではないかと、いうふうに把握をしておりますけれども、この90床というのは第5期で約束をしたわけでありまして、あと半年ぐらいあります。そこで、これは約束を果たすのかどうかということもありますが、34床足りないということになって、今言われたように希望を勘案して第6期で盛り込む、これは可能性があるということで理解してよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡市民部長。〔市民部長 吉岡正史君登壇〕

○市民部長（吉岡正史君）

今ほどの第5期の不足分なんですけれども、今後、もう少し各施設とも協議をしなければなりま

せんけれども、やはり非常に今課題なのは、いわゆる福祉従事者の不足というところで、お金さえかければ施設ができるというわけではございません。そういった面で、各事業所の状況をしっかり情報把握をし、どの部分をすれば、いわゆる地域の高齢者の介護サービスができるか。この辺を踏まえた上で、場合によっては人材育成という面におきましても新たな施策が必要かどうか、調査検討をしてまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

今、答えていただきましたけれども人材育成、これはやっぱり大きな今要素になってると思うんですね。ですから行政として、やっぱりそこのところは何としても上げていくと、あるいは安定をした経営の上で雇用を成り立たせてもらおうと、これが私は非常に重要だと思います。そうしないと、計画すら書けないというような状況に、私は陥るんじゃないかというふうにも思いますので、そこは十分精査をしていただきたいというふうに思います。

それから介護保険料の算出根拠の変更でありますけれども、これもうわさ段階なのか、実際にそういうふうにするのか、ちょっとわからないんですが、第1号被保険者の負担割合を21%から22%に上げる、これは相当な効果があるわけでありまして。それと今、標準の段階、糸魚川は第8段階になっておりますけれども、次期には、もっと段階をふやして平均化をするというような考えがあるのかどうか。その上に立って保険料の見通しですね、どういうふうにお立てになっているのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

第1号被保険者の負担割合、今まで21%から22%になるのではないかとご質問でございますが、今、国のほうでは22%に引き上げることで準備しているというふうに聞いておりますが、まだ国の法律が改正になっておりませんので、まだ未定でございます。

また保険料の部分、あと段階をどういうふうにするかということにつきましては、今後、推計を踏まえて協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

22%に上げるということになると、この第1号被保険者、あるいは対象者が2割になったり、あるいは入ろうとするところを制限されたり、もう負担が上がりっ放しというところに行くと思うんですね。全体のやつは変えないで1号被保険者だけ狙って、こういうふうに次々に上げてくる

というのは、これは許されるものではないというふうに思いますよね。公費の負担は一切上げないで、こっちの実際の1号被保険者だけを狙い打ってくるというのは、大変問題かというふうに思います。そのことを申し上げておきます。

それから、次のところに移ります。

地域支援事業と介護予防、日常生活の総合事業という新たなところでありますが、この計画ですね、ガイドラインを見ましたけれども、一言で言って非常にわかりづらい、この項目、総合事業のところですね。支援事業から総合事業へというところは、非常に私はわかりづらくなっているというふうに思います。

財源構成が従来どおりというふうにもう言われております、訪問介護、通所介護において、事務所が引き続き担っていけば、そのことはわからんでもないんでありますけれども、NPO、あるいはボランティアの方々が担っても、介護保険料のこれは適用になるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

総合事業がスタートいたしますと介護保険の会計の中で、地域生活支援事業の中で賄われるというようになっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

そうしますと、行政のほうのこの仕事は大変な、先ほどの事務量が上がるというふうに想定をしているのは当然かと思いますが、この中ではサービス内容の類型を、現行の訪問介護、通所介護の相当の内容と、多様なサービスを4区分、A・B・C・Dというふうに分けておりますけれども、そういうふうに区分をして提案をされているわけですが、住民主体の訪問介護、通所介護を補助、助成にしたのは、これについてもボランティアの方々が担うというところが、保険から出すのかどうか、ここのところが私は問題かと思います。

ここのところが1点と、介護予防、生活支援サービスの事業の中に、介護認定なしにチェックリストによって認定を認めていくというような、どうも方針が出てるんですね。これはケアマネジメントということになっているわけですが、このケアマネジメント認定者というふうにして、新たに認定区分を確立していくのか、この2点をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

要支援の1、2の方で、福祉用具の貸与であるとか訪問看護を利用される方については、認定をしていただくこととなりますが、それ以外の生活支援事業を利用する方につきましてはチェックリストを通して、地域包括支援センターの職員が中心になりまして、その方にとって必要なサービスについてアセスメントをして、サービス利用につなげるというような形になりますので、改めて認定ということはございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

介護認定なしにチェックリストで認定をして、それが介護保険の支払いの対象になるということですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

国のほうでは、そういうふうを示しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

そうしますと介護認定制度ってこの決まりですね、どうなっているのかというのが、ちょっとわからなくなりますが、またそれは後でお聞きをいたします。

それから、この総合事業をやっていく上に当たってコーディネーターという、私は新たな人員をそこに張りつけるというふうに理解をしているんですが、その方を中心に協議体をつくって27年、1年間で地域の、先ほどから言われていることをやっていこうというような感じになっておると思うんですが、これは改めて任用していくのかどうか、その点についてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

生活支援のコーディネーターにつきましては国のほうで、そういう方を任命してやっていこうというふうを示しておりますが、国のほうで研究カリキュラムの研修については、今年度、実施される予定になっております。来年度は県のほうにおりてきまして、そのときに市町村の担当職員も受

講する予定にしておりますが、詳細につきましてはまだはっきりしませんので、その研修を踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

厚生労働省もこの総合事業の案でありますけれども、大変難しいというふうには認識をして、それについてのところも出ております。わかりづらいんで、説明は国から講師を派遣するというふうに言ってるんですね。改めて市町村からの意見も欲しい、こういうふうな意見も出ておりますので、これからということになるんでしょうが、ここをしっかりとやらないと、もう次の段階で29年、30年から一斉に、地域包括支援体制にもってくるということにはならないと思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それから次のところですが、健康増進の施策の成果及び高齢者の運動習慣であります。糸魚川で自主的に運動や踊り、あるいはラジオ体操、スポーツをやっている高齢者のグループ、これを把握しておられるのかどうか。

それから高齢者の方々にとってでありますけれども、今、一番の競技人口が多いスポーツ、これは何だというふうにお考えでしょうか、お聞かせください。生涯学習課の方にお聞きをします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

竹之内生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 竹之内 豊君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（竹之内 豊君）

後段のご質問から先ということになります。競技スポーツを見ておまして、高齢者の方が大変多く参加されてるスポーツとしてはグラウンドゴルフが、最近、美山でも公認コースで大変大勢の方が練習、試合に参加されております。

また、ソフトボール等もミドルの大会、あるいはシニア、ハイシニアという年齢別の大会で、高齢者の方がチームをつくって競技されてる様子も目にしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

健康づくりをしている団体という形では、私どもの中では把握をいたしておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

団体というのは、生涯学習課のほうだろうと思います。先ほど言われましたけれども、運動習慣ということの中でスポーツですよ、これは私、非常に重要かと思います。

グラウンドゴルフ、大変盛んでありまして、どのくらいの人口がいるのか、これはやっぱり把握してみる必要があるんじゃないですか。特に女性が多いんですよ。ですから女性が、ずっとアンケートの中でもあります、骨粗しょう症というような問題もありますので、スポーツはやっぱりそういうふうにしなみながら鍛えていくということが重要だというふうに思いますので、このグラウンドゴルフ、どのくらいあるのか、スポーツに関してやっていただきたい。

それから男性のほうについては、何かお考えがありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

竹之内生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 竹之内 豊君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（竹之内 豊君）

現在、市の体育協会では、30種類のスポーツの競技団体が加盟していただいておりますが、今の私の申しあげましたソフトボール、それからグラウンドゴルフ、こういったもののほかにも、例えば高齢者向けのゲートボールでありますとか、スポレック、それからゴルフ、それから登山など、多くのそういった競技の中で、中高年の方も現役選手として活躍されておられます。

それから、また地域別の対抗戦みたいな形では、能生地域や青海地域では公民館の連絡協議会のほうへ市のほうから事業委託をいたしまして、グラウンドゴルフの大会やソフトボールの大会などを開催して地域対抗でやっていただいたり、また、この糸魚川地域では、もう公民館の事業というものが根づいておりまして、それぞれの公民館主催のそういったソフトボール、ゲートボール等の大会が、他の公民館との交流戦等も含めて数多く行われておりますので、それらの大会、練習を通じて、そういった方の体力づくりの一翼を担っているものと思っておりますので、今後ともそれぞれの主催の団体の皆さんに、ご支援をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

時間の関係で、次に移ります。

この認知症の関係について、医療連携であります、医療の関係について認知症の早期発見が大事となっております、認知症の専門医と、それから認知症の研修を受けられた先生、どれくらいいるか把握してたらお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

認知症の専門医という形では、承知をいたしておりません。ただ、お医者様の方のその研修とい

うのは専門性がいろいろありますので、高度なということであれば、そういったお話も聞いておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

早期発見ということになれば、ここも非常に医療連携が大切になってくると思いますので、お願いしたいと思います。

それからカフェについてであります。運営は誰がなさるのか、かかわる人たちは保険対象になるのか、それとも助成金か、このところをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

認知症カフェにつきましては、今年度、4カ所の事業所のほうで、開設したいというふうにお聞きしております。

また、それにつきましてはのスタッフは、その施設のスタッフでございます。費用につきましては、こちらのほうでお支払いするものはございません。

また、事前に整備するということで、今回の補正に上げさせていただいております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古川議員。

○8番（古川 昇君）

対象の方々に理解を得られているのか。介護施設に家族が集まる抵抗が、まだまだ今の糸魚川市にはあるというふうにもお聞きをしておりますので、呼びかけはどうするのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

初めての取り組みでございますので、試行錯誤の中でやり始めるような状況でございますが、10月には先進地視察も予定しております。その中のカフェの状況も確認させていただきながら、どんなふうに取り組んでいけばいいのかということを考えてまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）



古川議員。

○8番（古川 昇君）

新しい試みでありますので、ぜひ成功させるように祈っておりますし、以上で終わります。

○議長（樋口英一君）

以上で、古川議員の質問が終わりました。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

吉岡です。よろしくお願いします。

順番にいきます。

1、権現荘・柵口温泉センター対応。

ことし7月下旬、次の内容の「回覧」が上南地区各世帯に回されました。

上南地区の皆さまへ。

柵口温泉権現荘と柵口温泉センターの統合に関する住民説明会のご案内。

日頃から権現荘及び柵口温泉センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、市では平成26年から27年にかけて権現荘のリニューアル工事を実施いたします。このリニューアルにあわせ、権現荘の日帰り入浴機能を充実させた後、温泉センターの入浴機能を権現荘に統合する予定といたしております。

つきましては、今後の進め方などにつきまして皆さまにご説明させていただきたく、下記のとおり説明会を開催いたしますので、大変お忙しい時期ではありますが、お集まりいただきたくご案内申し上げます。

開催日時。

平成26年8月20日（水曜日）午後7時30分から。

会場 柵口温泉センター1階大広間。

説明事項。

- ① 権現荘のリニューアル工事について。
- ② 権現荘における日帰り入浴機能の充実について。
- ③ 今後のスケジュールについて。

以上が「回覧」であります。

そこで、次のことをお伺いします。

- (1) この「回覧」文書、上南地区何世帯に何枚回覧されましたか。
- (2) なぜ「上南」地区だけに限定したのですか。当施設は、いずれもが市の施設、全市民のもの。特に、「柵口温泉センター」は、「市民みんなにとっての健康・福祉の拠点施設」。そんな表向きのかげ声や呼びかけとはまるで逆の今回の対応。どう考えますか。
- (3) 当日の出席者数はどれだけでしたか。どのような意見や声が出されましたか。さらに、出された意見や声への対応策はどのようなかたちでフィードバックされましたか。

- (4) 「回覧」では「説明」となっていますが、そもそも本件については、多くの利用者・住民・市民サイドから「権現荘そのものの性格・あり方」「性格の違う権現荘と温泉センターをごっちゃにしての統合策への不安・不満」「指定管理者制度への不安」など、慎重・懐疑・批判・反対の根強い問題です。

そのさなか、まさに上から下へのお達しのような「説明」。これで「民意」を汲みとれるのでしょうか。「きまったことを知らせてやる」的な「回覧」、これではモノを言おうにも言いにくい、のが肝心の市民の実態だと考えるのですが、いかがでしょうか。

- (5) これまでも議会内で種々指摘されてきたいくつかの懸案事項、たとえば、いわばホテル的な施設へ4億円もの市費を投入することへの是非、指定管理者制度への疑義、利用目的・設立主趣旨・成り立ち・利用形態などの全く違う権現荘と温泉センター両施設の事務处理的ともいえる統合への疑義、民業圧迫への懸念などについて、住民・市民にどう説明しているのか。逆に、住民・市民からこのことに対する意見や声の出し具合、行政への反映はどうなっているのでしょうか。

## 2、桂・工場建設用地対応。

クリエイトワンフーズによる工場建設断念という事態から1年以上経ちました。

このことについて、前回6月定例会で、私は6項目にわたってその後の動きや市の対応策をただし、かつお聞きしました。が、残念ながら確たるお答えというか納得に足る対応策をお聞きするには至りませんでした。

そこで、次のことをお伺いします。

- (1) その後、どのような動きがありましたか。市としてどのような対応をされましたか。補え得る範囲内でご報告・お知らせいただきたい。
- (2) この機に、本件のみならず市全体を俯瞰しての企業誘致に関する「マニュアル」づくりを構成・体系化すべきだ、と主張していますが、その後どのような動きがありますか。
- (3) 当件のみにとらわれず、この機に「公的第三者・専門家などによる地価算定・設定策」をマニュアル化すべき、と主張していますが、その後どのような動きがありますか。
- (4) 当案件地域に限らず、周辺地域、さらには市域全体を俯瞰しての企業誘致・用地対応、さらには農地・農振法対応を図るマニュアルづくりを進める好機と訴えています、その後どのような動きがありますか。

## 3、B&Gプール改修工事。

「能生B&G海洋センタープール」の改修は、当初予算では3,180万円と決め、契約金額3,099万6,000円で工事が始まったわけですが、当初111か所と予定していた補強・取替箇所が、実は1,548か所となったため、請負金額を4,800万円に引上げ変更できないかという事態になっているという報告が8月8日所管委員会で明らかにされたところです。

そこで、お伺いします。

- (1) 約6割アップという、このような大幅な請負金額の途中変更は、これまでに例がなかったと受けとめているのですが、いかがでしょうか。
- (2) アップ率の高さに限らないでいえば、近い例では糸魚川小学校建築の際の旧基礎杭対応問題、糸魚川公民館建築に際しての土質対応問題などの例もあります。

今後こういった類の問題対応に不測の事態を招かないためにも、本件を教訓に抜本的対応策・措置策を講ずべきだと考えますがいかがですか。

#### 4、旧姫川病院。

旧姫川病院が倒れてから7年余。その後処理については、「市立病院でないから」で、ほとんど公的なかたちでの対応策がとられていないというのがこれまでの動きです。

毎回同じことを主張させてもらっておりますが、その成り立ち、経過、市の関わりの歴史、市民の関わり度の深さなどからして、現況のままという取り組み方ですませるべきはないと考えます。

具体例として、地代がもらえないのに固定資産税だけは納めなければならない矛盾・悩みを抱え続けている地主対応、あるいは無主物の廃屋同然の施設・建物対応などなど「『公』である『市』が関わって具体的な展開策を考え、実行していくべき」と訴えさせていただきますが、いかがですか。

#### 5、国道148号沿いの施設・建物・土地対応。

旧姫川病院のみならず、さらにその南方には私企業の手がけた施設も廃屋・空地のような状態で人の目を引いております。

福祉施設として活かせれば、の声も旧姫川病院同様に多く聞かれます。成り立ちや経過などそれぞれ性格は違いますが、沿線全体を俯瞰しての対応策を検討すべきと考えますが、いかがですか。

#### 6、市の「お知らせ」「広報」のあり方。

今回取りあげた1～5項。これ全部ですけれども、それぞれプラス面よりマイナス面が露呈された事項かと私には思料されます。

それにしても、私は、市の「広報姿勢」「お知らせ対応」の根っこは、「プラス面の喧伝よりもマイナス面へ目を向け、市民とともに知りあうこと」こそが肝要と考えます。いかがでしょうか。

以上で、1回目を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

#### ○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

#### ○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、329世帯に対し、50部で回覧いたしました。

2点目につきましては、能生地域の全ての区長に説明、協議をする中で、上南地区から説明会の開催要望があり、実施いたしましたものであります。

3点目につきましては、出席者数は20名で、大半の方からは入浴機能の統合についてご理解をいただいたものと受けとめております。

なお、いただいたご意見については、改めて地元へ回答させていただきます。

4点目と5点目につきましては、長きにわたり説明を行ってまいりましたが、再度、説明会を行い、市の考え方を述べ、議会の中でもさまざまな意見のあることをお伝えし、意見交換をしながらご理解をいただいたところであります。

2番目の1点目につきましては、6月市議会定例会で、親会社の事業停止について行政報告をいたしましたとおりであります。

職を失われた方々に対しては、ハローワーク等の関係機関と連携をいたしまして対応を行い、あわせて弁護士による法律相談を紹介してきたところであります。

2点目につきましては、企業誘致における奨励措置の見直し作業を行っております。

3点目につきましては、6月市議会定例会でもお答えしたとおり、用地買収単価の算定は、国の地価公示や県の地価調査から算定する方法、近隣の売買実例から算定する方法及び固定資産評価額から算定する方法があります。不動産鑑定をもとにしてるものが多いことから、マニュアル等を策定する予定はありません。

4点目につきましては、現時点では個別案件での対応を考えております。

3番目の1点目につきましては、今回のように大幅な請負金額が増加となるケースはまれであります。中村議員のご質問にお答えしたとおり、設計時の事前調査においては、足場経費などの節減のため目視による調査を行い、工事の中で塗装を剥離して詳細設計を行った結果、増工となったものであります。

2点目につきましては、総務文教常任委員会での集約意見を踏まえ、設計段階での十分な調査と設計積算の精査に努めてまいります。

4番目につきましては、これまでお答えしてきたとおり、新たな対応は考えておりません。

5番目につきましては、建物や土地の所有者がおられることから、その活用は所有者のお考えによるものであり、市としての対応は考えておりません。

6番目につきましては、これまでもお答えしてきたとおり、今後も広報紙、ホームページ等を通じて正確な行政情報を、わかりやすく提供することに努めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

細かく結構いっぱいやりましたものですから時間もありません。自分でやっていたということ言うのも変ですが、ピンポイント的にお伺いをさせていただきます。

まず1番、今、市長の答弁の中にも、また、きのうの中村議員とのやりとりの中にも出てきましたけれども、私はやはり特にこの統合問題に限って言えば、一昨年、ご存じのように反対の署名が約1,000人ありました。昨年は統合反対の継続という形、いろいろとりましたけれども、この請願が出ました。これも言ってみれば不発といいましょうか、そんな形で終わっております。

市長はきのうもやりとりの中で、市長のお言葉で、私、完全に記録はとってなかったんですけども、そのときは、お客様というか、ご利用の方々との話し合いをやったけれども、統合はそれほどの反対というか、そういうものはないような雰囲気であったと、こう思っております。

私はしかし、それはおかしいと思う。おかしいと思うというのは、市長がそれを一人の人間としてどう考えようか、私が一人の人間としてどう考えようか、これはまたいろいろ違うんですから、それでいいんですけれども、少なくとも、せつかくのこういう機会ですから言わせてもらえば、私はやはりこの署名、あるいは反対請願といいましょうか、継続請願といいましょうか、こういうも

のを見る限りは、やはり相当、根強い統合についての意思のあらわれ、行動といったものがあると思っております。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答え申し上げます。

長きにわたってこの問題につきましては、お答えをさせてきていただいておりますし、また、地元の皆様方にも説明会を何度となくやらさせていただいております。

そういう中で、今ほど経過を述べさせていただいたわけですが、そのように我々は、今、1つの経過を経て、この権現荘のリニューアル計画を取り組まさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

そういう答弁が、当然、返ってくるだろうと思えますし、事ここまできて3億円、4億円の金を投じて、もう権現荘そのものの改修も進めておるわけですから、そう答えざるを得ないという、その一面はわかりますけれども。

じゃあ視点を変えて、ちょっと子供っぽい質問かもしれんけれども、民間サイドから、たしか民間でやらせてもらいたいという申し出がありましたよね。そのときに実は一番大きい問題は、あれは取り下げという形をとったと思うんだけど、正確には。そのとき補助金のいわゆる返しぐあいとか、補助金がまだ残ってる。こういうことがある程度、大きな問題になったというふうには受けとめておるし、そういうふう聞いておるんだけど、さあそうなる今度、これ統合するという、その辺はどういうふうにかかわってくるのか、市長でも担当の部長でもいいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

その取り下げになった理由の中に、この補助金の返還というのは、確かに時間的な経過の中で、少し猶予が出てきたことは確かなんですが、取り下げの方々の中で、補助金が問題となったということではないと受けとめております。補助金の関係については、また担当から説明いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

前にお話のあった権現荘のときには、補助金の返還ということもありました。今回、権現荘のリニューアルについての中でも議会の総務文教常任委員会の中で、いろいろのご議論の中で、補助金の話もさせていただきました。

権現荘については、農林水産省の補助金を受けて一部の建物が建築されております。そのようなことから、そのまま譲渡するということには補助金の制限がかかるということでの話を申し上げたところであります。今回のリニューアルについては、施設をそのまま有効に活用する、一部リニューアルして、さらにグレードアップする中で機能を高めていくという使い方でありますので、補助金の問題では特に問題はありません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

それは専門のあなた方がそういうふうに見ておるんだから、それ以上、私のほうが、いや、それは違うよとか、そこまで言う私には力もありません。若干、時既に遅しという感じも受けとめながら、今、市長、部長の話を聞いてったんですが、それではこの問題については、何ら問題がないと、こういうことでいいんですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

補助金返還の問題につきましては、問題と捉えておりませんし、問題ないと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今、1の権現荘については、ここで一旦区切りまして、2番のほうへ入らせていただきたいと思います。どうもちょっとあのときの私のあれから見れば、少し1番のほうの補助金との関係は、ちょっと私はまだ理解が十分じゃないんで、納得もしてないところなんですけれども、2番のほうに入らせていただきます。

この項目の特に3に関係するところだと思うんですけども、この第三者機関、あるいはマニュアル化ということ、なぜこういうことを言うかと言うと、思い出していただきたいのは、抵当権設定という問題は、私は前回もたしか取り上げたと思うんですけども、そういう問題がこの背景に、ちらちら、ちらちら見えるんですよ。

もうちょっと具体的に言わせてもらいますと、落としもあるかもしれんけれども、そこはご容赦いただくとして、大体、私がピックアップしたところでは、工場立地に関する基本協定書、これが平成24年4月23日、企業団地の造成工事及び工場建築工事に係る重要事項確認書、これが平成24年、同じ年の8月31日でありまして、そこでというか、あの土地、問題の土地は、あそこは

数字でいうと177の1と177の2と175と176番、これだけなんです。この177の1、2、175、これは売買が終わっておる、これが平成24年8月13日、さらに16日、22日。したがって、まさに問題の176は残っております。これ今、全部登記簿をあえて言ったのは、抵当権の設定というものが、これも棒読みしますと、この24年にかかわったところだけ言いますと、24年2月29日に設定されておる。言う必要があれば言いますけれども、中身までは言いません。24年2月29日、そして24年11月2日に抹消された。さらに25年、ちょっと時間がありますけれども、3月19日にまた設定されて、これは今も続いております、少なくともきょう現在、続いておる。

ほかにちょっと調べてみたんですけれども、平成元年あたりから根抵当問題などもありますけれども、そんなものも出たり入ったりしておるんですが、さっき言った、私が工場立地の一番肝心なところ、24年、ここではこれだけの抵当権の問題で実歴というか、実績というか、そういうものがちゃんとあるわけですね。

そしてもう1つ問題なのは、これは前にも取り上げましたけれども、どうしても私、これだけ訴えておきたいのは25年の3月29日に、いわゆる撤回の申し入れがあった。5月の15日に本会議と協議会があった。さらには建設産業常任委員会でも取り上げている、6月21日に。さあ、そこでその中で、建設産業常任委員会の中で、こういうことが市側から言われておるんですね。東食品の財務内容と、これはこれで会議録に出てるから、もうはっきりここで言いますけれども、関して2010年の決算以来、あるいは2012年6月の時点では問題のない財務状況、さらに、これは抵当権に関しては、つまり25年の6月21日の時点、真ん中の土地、つまり176、まさに問題の土地です、及び周辺の土地を調査したところ、設備会社が抵当権を設定する事案はありませんと、こうまで言い切つとる。そうすると私は前回は、それたしかちょっと取り上げましたけれども、これはどうなんですか。5月の15日にそういう、今度はこれ25年に移ってますよね、歴史の流れは。25年の3月29日に撤回の申し入れがあった、簡単に言えば断念の申し入れがあった。そして15日、全員協議会、21日、建設産業常任委員会、この中で今言ったことが、当然、今、会議録、速記録に載ったと思うけれども、こういうことがこの抵当権の設定とダブって動いてきたというのは、これはどういうことなんだ。そこをちょっと確認させてもらいたい。

○議長（樋口英一君）

暫時休憩します。

〈午前11時31分 休憩〉

〈午前11時32分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

この件につきましては、本当に我々といたしましては失敗をしたということで非常に教訓にして、これからも企業誘致はしなくちゃいけないわけですが、これはしっかりと受けとめていかなくてはならないと思っております。

今、議員ご指摘の土地の件につきましては、これは企業誘致がうまくいってれば、何ら問題ないわけでありまして。そういう中で民間の抵当権というのは、これはもう常について回るとるわけですが、それがどのような形にいくかというのは、非常に数々いろんな多いものがあるわけでありまして、それを今回のやつをとってどうのこうのと言われても、我々はそういった経過については、なかなか知り得ませんし、これはもう会社の個人情報みたいな形の中においては、あからさまに出ることはないと思っております。このように倒産したときに出てくる部分でございまして、市内の中においても以前からのやつを見ておきますと、もっともっと複雑なものもございまして。そのようなことを考えたときに我々といたしましては、これを何とか早く解消していきたいと考えて、今、対応してるところでございまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今、市長のおっしゃった前段のところは、私もそう思います。抵当権つきなんていうのは、これはこういう世界では、もう取ったりやったり、張ったりはがしたりしてるのは、当然、当たり前。まさに、そういうのは当たり前なんですけれども、ただ、私が今、問題に言ってるのは、市長、そこを見落としていただいているのは困るんですけども、抵当権の土地を市が買おうというわけだ。そのときに隣の177だの、177の2、175なんていうのは、これ調べたと思うんです。さっき私が25年の6月21日に意向表明された、市長じゃないですよ、市側からね。そのときにこういうことを言ってるということは、少なくともこんな抵当権なんていうのは、調べりゃすぐわかるわけだ、その時点でどうなってるかというのは。そういうことをやってなかったのか、言葉をちょっと変えて言えば、それが私にはやっぱり納得いかないんですよ。

しかも私もおくれればせながら調べてみたら、そうなっているという事実があれば、その時点だって調べりゃわかるわけだ。それをやってなくて、たまたま177、あるいは175というのは問題がないから、それはそれでいいけれども、やりとりの中でも時々、真ん中の肝心の土地という言葉が出てくるんですよ。そういう言葉が市側からも、私のほうからも出ておる、それがこのさなかに調べてなかったのか、このことを私はちょこっとね。

決して前段、市長が言ったようなことは、私もわからんじゃないんです。だけど、いざ、何千万円の金を出して、市費が出ていくわけだ。そういうものが、その程度のものでいいのか。まして何も鬼の首を取ったようなことを言うわけではないけども、6月21日の建設産業常任委員会の中で、そういうことまで明らかにされておるから、なおさらなんですよ、そこを私は突いとる。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）



織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

吉岡議員の言うた、言わないというのは、どの時点で、どういうのかわかりませんが、昨年の6月21日の建設産業常任委員会で、この件につきまして提出した資料にも抵当権がついてますと、設定されてますということで、きちんと資料的にも明記してございますので、そういう抵当権を設定してないというような答弁はしてないと思います。資料にもちゃんと抵当権の設定もしてるということで明記をしておりますので、ただ、いつの時点で抵当権がついてたかどうか、調査したかということ、その辺が時点の違いがあるということで感じますけども、6月21日の建設産業常任委員会の資料では、抵当権設定済みときちんと説明をしてるということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

じゃあ私のこれは、確認してもらえばよろしいと思います。こういう言葉づかい、私は簡単にメモってきたんだけど、抵当権に関しては真ん中の土地、及び周辺の土地を調査したところ、設備会社という具体名まで出てるんですが、が抵当権を設定する事案はありませんと、こう言ってるんですよね。私、ここがちょっとおかしいなと思っているんで、もしそうであれば会議録を調べてもらいたいし。

それともう1つ、今、織田副市長が言ったように、時点の違いでそういうこともあり得るということであれば、その前後の文書というか説明があるから、そうなれば、そこであれば実はそのときじゃないんだよ、6月21日じゃなくて、何とかのときにそういうことを、そこを省略して言ったんだということになりゃ、私はそれはそれで了解というか、納得しないではありません。だけど、これだけ見る限りはそうなってるんだから、ちょっとその辺は議長、お諮りいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

基本的には、今、自社の土地を使いながら、そういう工場誘致をしてきたということでございまして、行政はそれに対して支援をしていく。しかし、その工場が倒産したということでございまして、その土地を買うことになって、初めてその土地が抵当権に入っているという状況になったわけございまして、その間、即、知らなかったのかということではなくて、調査をかけて知るまでの間のやっぱりタイムラグはあろうかと思いますが、そのような状況で、この件については推移してきた状態でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

## ○15番（吉岡静夫君）

私もこの問題、ただそんな落ち度を取り上げて、ぎゃあぎゃあ、ぎゃあぎゃあ言うつもりはないんですよ。それでも前回、言ったじゃないですか。50人雇用するんだとか、あるいはこれからの地域発展のためにはと、それ自体は私は認めてるんです。だけど市長もさっき、失敗という言葉まで使われた。しかし、うまくいったらよかったけども、うまくいってないんだと、こういうことも言われた、今ね。

私もそれは同じなんですよ。だけど少なくともほかの土地も含めて、そこまでやってもよかった、まあちょっとわからんという、でも、法務局で調べりゃすぐわかる、このおれでさえわかった。だからそういうことをやりゃ、それで少なくともそういうことはできたんじゃないのということを私は申し上げておるんで、決して市長、落ち度をぐじぐじとやるようなことは、やるつもりはないんです。いや、やってない。そういうことを私は言っておるんで、そこの辺について市長のお言葉、答えも、あるいは織田副市長のあれもわかります。わかるというのは、そういうタイムラグもということ、今、織田副市長も言われたけれども、市長もそういった、それはわからないじゃない。

だけどころこういうものを少なくとも、そこまでおれ、かたいことは言わんけれども、議長、どうなんでしょうか、会議録にそういう文言が。だからといって、おれは、いや、けしからんとかと言うつもりはないですよ。

## ○議長（樋口英一君）

暫時休憩します。

+

〈午前11時40分 休憩〉

+

〈午前11時44分 開議〉

## ○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

吉岡議員、土地の件だね。

それわかっとる、いいですかね。

それじゃ答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

## ○議長（樋口英一君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

## ○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

昨年の6月21日の建設産業常任委員会の質疑の中で、伊井澤議員さんから抵当権の話でほかのところに、機械とか設備の中で抵当権が付されてないかというご質問がありました。工場の中の機械とか設備に抵当権がついてるんじゃないかというご質問につきましては、抵当権はついてませんということで答弁をさせていただきましたので、それは土地ではないということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

私もそのときにいたかもしれんけど、建設産業常任委員会のために傍聴に行ったか知らん。ちょっとそこまで正確には覚えがないんだ、だからかたいことは言えない。ただ、会議録を見る限りは、今、織田副市長が言ったふうにはなっていない。ここでいいですか、こう言ってるんですよ。「抵当権に関しては真ん中の土地」って、はっきり言ってるじゃない。「真ん中の土地及び周辺の土地を調査したところ」と、こう言ってるんですよ。だからおれはこれ、こだわっただけなんで、機械とかそういうもんじゃないんだよ、これは。だからその違いがあるんで、私はあんまりこのことにこだわって、おい、って言うつもりはないんです。ないんですけど、そういう違いがあるから、ちょっとそこの辺で確かめると言や悪いけれども、むしろ私は、これからどうするかということをおもうと思ってたんだけど、それはまた今度にしますけれども。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

建設産業常任委員会、昨年6月21日の提出資料も、ぜひご確認願いたいと思っております。そこには抵当権が設定されているということで、今後、想定されているケースの課題としましても、個人地には抵当権が設定されており、時間的経過によりまして他権利が設定されまして、取得が困難となる可能性もあるという説明もしてございますし、それから個人地を市で借地した企業団地としての利用につきましては、抵当権等の権利行使によりまして利用が不可能になる可能性もあると、そういうこともきちんと明記をさせてもらって、資料であるということをご確認願いたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

これで私はやめましょう、この問題。だけど私はここをもう1回、逆に調べてもらいたい。しっかりしないで、いや、今いろいろ言いましたね。確かにそういう何かもありますとか、何とかというおそれありますというのは、それはわかるんです。けどもこのときに、これ会議録じゃない。会議録のところで確かに名前まで出てきたけれども、伊井澤さんがそういうことを言って、それに対していろんなことが市側から出てるから、それは間違いはないんですよ、これね、会議録、公的な会議録でしょう。だから言ってる。

これ以上、だからもうやったりとったり、この大事なところでは宿題でも何でもいいからしといて、私はこれで一応あれしますから。ただ、私は間違ったことを言っていないことだけ、はっきり言わせてもらおう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

我々といたしましても、そういった一番重要なポイントのところでございまして、その辺は私は間違った説明はしてないと思っております。何の議事録か知りませんが、あくまでもそれは要点筆記の議事録であるわけでございますし、我々といたしましては、資料をつけてのまた説明をさせていただいておりますから、その辺は絶対間違えてないと捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

正直言ってね、私は限られた時間を使ってるんでね、いつまでも押し問答をやってたって、時間はずんずん、もう5分過ぎちゃった。それで私もあせってるんだ、本当は。だけどそういう会議録があって、あなた方のほうはきちっとしてるんだからと言や、これは押し問答をここでやってるようなもんだ、これ、しかも。こっちだってあんた会議録でしょう。いやいや、会議録でそうなるということだけは、あんた方も理解してくれないと。

○議長（樋口英一君）

暫時休憩します。

+

+

〈午前11時49分 休憩〉

〈午前11時51分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

何か一般質問のセオリーで、本当は私はもうちょっと、今、皆さんの前で、こんな話し合いをやっているのはおかしい話なんだけども、これは1つまた私の課題として、私というか、市にも対して、これからもまた、たださせていただく。あるいは、時には違いのところをはっきりさせていただく、そういうことでやります、これから。そういうことで、この問題はひとまず私は間違ったことは言っていないということだけ言っというて次のほうへ、まさにピンポイントでいかさせていただきます。

そこでもう1つ、私、お聞きしたかったのは、このB&Gプールですよね、これは全くあれですけども、私もこれこの間から、8月8日の総務文教常任委員会でも、ずっとあれしてるんだけど

も、きのうの中村議員の質疑じゃないけど、結構いろんなところで、いろんなことを聞いてきたんだけど、1つだけ聞かせてもらいたいです。

これは私、あれですけども、事はB & Gだけじゃないなというふうに思っておるんですけども、目視の問題、どうしてもこれが納得できないから、こういう場であえて取り上げさせてもらいたんだけど、目視っていうのは何て言うかな、私、そういう世界というのは、どちらかというとあまりあれなほうじゃないんですけど、目視っていうのはどの時点で、誰がやったんですか、それをちょっと教えてもらいたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

竹之内生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 竹之内 豊君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（竹之内 豊君）

昨日も中村議員さんのご質問にお答えしましたが、平成25年3月の時点で予算どおり、あるいは発注の設計書をつくるために都市整備課の建築の担当技師、それから当生涯学習課の施設管理の担当技師が現地で調査を行ったわけでありますが、その際に当初、建設に携わって、また、その後の前回の修繕も請け負った業者の担当からも同行いただいて、意見をお聞きしながら目視、地上からの目で修繕の必要な箇所の拾い出しを行ったということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

決して皮肉って言うつもりもないし、痛めつけようなんてさらさらないんですけどもね、今聞けば市の担当の課、都市整備課とあんだのところ、そこへもってきて、前に当初携わったという前置きがあるけれども、こういう人たちが入ってやったわけだ。そうすると、この3,000万円が約1.6倍ぐらいになって、1.55倍ぐらいか、これはやっぱりますますおかしいじゃない。つまり、きのうも中村議員が取り上げたけど、高さ2.7メートルだの3メートル未満だのと言ってるけど、それもさることながら、そういうことをやった結果が、深追いするつもりはありません、でも、それはやはり私はおかしいんじゃないか。私だけじゃない。結構、そういう声を聞くんですよ。だもんだから、それもそうだよな、幾ら何でもなあって思うんです。どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

技術屋の立場というのも、またいろいろ関係する皆様方のいろいろご意見、アドバイスを聞く中で事業をするわけでありまして。そういう中でご承知のとおり、いろんな事業を見ててもおわかりのように、まず調査をかけ、そしてそれを実際にどういうものかという、そうしたそのまた専門の調査をするわけでありまして、そしてそれから事業に向けての設計に入っていく段階であるわけでありまして、このたびはやはりなれというもののなかで調査費というものを簡単に、また、そう金額も

安くはないわけでごさいます、そういったところを我々の身近で何度もやっておる部分でもあったり、また、それを施工した業者の皆さん方の、これも好意のアドバイスをいただいて進めてきたわけでありす。

そういう中で我々といたしましては、その表面の剥離をするという作業が当然あるわけでごさいますので、そういったものをあわせてやって確認という形になったわけでごさいます、その辺の当初の見方の甘さというのが、やはり大きな理由だろうと思つとるわけでごさいます。

しかしながら金銭的に見れば、その調査費というものが、一連の中では安くなっている部分があるわけでありす。そういったところを、たまたま当初の見方が間違っていたわけでごさいます。

本当にこれについては、皆様方にご迷惑をおかけし、非常に大変なやはり論議をいただいたわけでごさいます、それについては本当におわびを申し上げますが、そういう流れで進めてきました。これからはやはり技術のレベル向上に、しっかりと指導監督、またはそういった研修等もさせながら進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

非常に姿勢のやわらかい答弁でありました、市長。しかし、確かにこれはおかしいんですよ。だからそのことを私は、読み返していただきたいけれども、最初のところで3番目のB&Gを棒読みしましたけれども、それをもう1回読み直していただきたい。

それから、もう時間がありませんので、残念ながらですけれども、最後に、やっぱりこういったものは1、2、3、4ともに、やっぱりいくぞ、いくぞ、ええぞ、ええぞということ、これは私の意見だけになります、聞いていただきたい。それも大事かもしれない、喧伝もあるだろう。だけど市長、あまりもう聞きたくないかしらんけれども、ありのままを、やっぱりこういう問題がもう出てるわけだから、そういうことを聞いてもらいたい。また、みんなも知りたい。このことを言わせていただいて、あともうありません。

終わります。

○議長（樋口英一君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

これもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第3．議案第118号から同第121号まで

○議長（樋口英一君）

日程第3、議案第118号から同第121号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第118号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありまして、公然わいせつにより失職した職員、及び能生学校給食センター給食会計の不正経理を行い懲戒免職にした職員の任命責任及び管理監督責任を重く受けとめ、市長の給料を10月の1カ月間、40%減額、及び副市長の給料を10月の1カ月間、30%減額するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第119号は、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでありまして、能生学校給食センター給食会計の不正経理を行い懲戒免職にした職員の管理監督責任を重く受けとめ、教育長の給料を10月から来年3月までの6カ月間、10%を減額をするため、所要の改正を行いたいものであります。

いずれの不祥事につきましても、議会並びに市民の皆様の信頼を裏切るものであり、まことに申しわけなくおわびを申し上げます。

議案第120号は、契約の締結についてでありまして、能生体育館新築工事（建築）の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は4億8,978万円で、契約の相手方は、株式会社笠原建設であります。

議案第121号は、契約の締結についてでありまして、消防救急無線デジタル化工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は5億999万7,600円で、契約の相手方は、東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部新潟法人営業部門であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第4．発議第6号

○議長（樋口英一君）

日程第4、発議第6号、北陸新幹線及び在来線の運行計画に抗議し、新潟県内駅への速達型列車「かがやき」の停車を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又 稔議員。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

発議第6号の決議文を朗読いたします。

北陸新幹線及び在来線の運行計画に抗議し、新潟県内駅への速達型列車「かがやき」の停車を求める決議。

来年3月の北陸新幹線開業を間近に控え、期待感が日に日に高まる中、8月27日に公表された北陸新幹線開業に伴う運行計画の概要では、速達型列車「かがやき」が県内の駅に全く停車しないことが明らかになった。

また、開業と同時に経営分離される在来線においても、特急「はくたか」「北越」が廃止となり、代替として新たな特急「しらゆき」の運行が示されたが、本来、北陸本線を走っていた特急が信越本線の新潟～上越妙高駅間5本の運行となり、新潟～糸魚川駅間はゼロという厳しい結果となった。

さらに、快速列車も新潟～新井間の運行本数2本に対して、新潟～糸魚川間は1本のみとなり、糸魚川駅の利便性が大きく損なわれるものである。

整備新幹線の地元負担金と関連整備事業に多大な支出を強いられながら、これまで経営分離するとしても現行の利便性は確保するとしていた方針は無視され、切り捨てられたも同然である。

JR東西各社の経営方針もあるが、日本海側の大動脈としての北陸本線の利便性の低下は公共交通網の意義に大きく影響し、疑問を持たざるを得ない。

鉄道事業は、経営会社が違ってもネットワーク化することが大切であり、1か所を拠点化すれば良いということではない。糸魚川駅の利便性の低下は大糸線にも影響し、拠点性を損ない、新幹線の利用客数の減少にもつながり、将来的に新幹線の停車本数にも悪影響を及ぼすことは必至である。

このことは、これまで新幹線を核として、開業を機に交流人口の増大を見込んできたまちづくりだけでなく、通勤・通学など市民生活にも多大な影響を及ぼす。

よって、県土分断への危惧が現実となり、県庁が糸魚川からさらに遠ざかり切り離されようとしている今、この運行計画には抗議するとともに、新潟県内駅への新幹線速達型列車「かがやき」の停車、及び在来線糸魚川駅への優等列車を増発した利便性の高い運行計画の策定を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成26年9月9日。糸魚川市議会。

上記の議案を、会議規則第14条の規定により提出いたします。

以上です。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕



○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしました  
と思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、  
これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号、北陸新幹線及び在来線の運行計画に抗議し、新潟県内駅への速達型列車  
「かがやき」の停車を求める決議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

+

〈午後0時09分 散会〉

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+